

四 日 市 港 管 理 組 合 公 報

第1114号

令和6年7月2日

火 曜 日

目 次

規 則

- 四日市港管理組合財務規則の一部を改正する規則 (出納室) 2

監査委員告示

- 四日市港管理組合監査事務処理規程の一部を改正する告示 (監査委員) 3

規 則

四日市港管理組合財務規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和 6 年 7 月 2 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一 見 勝 之

四日市港管理組合規則第 8 号

四日市港管理組合財務規則の一部を改正する規則

四日市港管理組合財務規則（昭和 41 年四日市港管理組合規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(送金通知書の有効期間) 第 5 6 条 <u>前条</u>の送金通知書の有効期間は、発行の日から 1 年とする。 (隔地払の手続) 第 1 3 9 条 指定金融機関は、会計管理者から第 55 条の規定により送金の依頼を受けたときは、支払指図書(領収書)を会計管理者に交付するとともに、送金の手続をしなければならない。 (職員の賠償責任に係る職の指定) 第 2 0 7 条 <u>法第 243 条の 2 の 8 第 1 項</u>に規定する規則で指定する職員は、次の各号に掲げる者とする。 (1) <u>法第 243 条の 2 の 8 第 1 項第 1 号</u>から第 3 号までに係るものについて、課の主査(これに相当する職にある者を含む。)以上の職にある者又は資金の前渡を受けた職員は、当該受領に係る資金前渡額の範囲に係る行為 (2) <u>法第 243 条の 2 の 8 第 1 項第 4 号</u>に係るものについて、監督又は検査の事務に直接従事する職員 (3) (略)	(送金通知書の有効期間) 第 5 6 条 <u>前条第 1 項</u>の送金通知書の有効期間は、発行の日から 1 年とする。 (隔地払の手続) 第 1 3 9 条 指定金融機関は、会計管理者から第 55 条第 1 項の規定により送金の依頼を受けたときは、支払指図書(領収書)を会計管理者に交付するとともに、送金の手続をしなければならない。 (職員の賠償責任に係る職の指定) 第 2 0 7 条 <u>法第 243 条の 2 の 2 第 1 項</u>に規定する規則で指定する職員は、次の各号に掲げる者とする。 (1) <u>法第 243 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号</u>から第 3 号までに係るものについて、課の主査(これに相当する職にある者を含む。)以上の職にある者又は資金の前渡を受けた職員は、当該受領に係る資金前渡額の範囲に係る行為 (2) <u>法第 243 条の 2 の 2 第 1 項第 4 号</u>に係るものについて、監督又は検査の事務に直接従事する職員 (3) (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の四日市港管理組合財務規則の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

監査委員告示

四日市港管理組合監査委員告示第 1 号

四日市港管理組合監査事務処理規程（令和 2 年四日市港管理組合監査委員告示第 2 号）の一部を次のとおり改正します。

令和 6 年 7 月 2 日

四日市港管理組合

監査委員 伊 藤 隆

監査委員 竹 野 兼 主

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(種別) 第 4 条 監査の種別は、次のとおりとする。 (1)～(11) (略) (12) 職員の賠償責任についての監査（ <u>法第243条の2の8</u> の規定による監査をいう。） 2 (略)	(種別) 第 4 条 監査の種別は、次のとおりとする。 (1)～(11) (略) (12) 職員の賠償責任についての監査（ <u>法第243条の2の2</u> の規定による監査をいう。） 2 (略)

附 則

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の四日市港管理組合監査事務処理規程の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目1-1

四日市港管理組合経営企画部総務課

電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

<http://www.yokkaichi-port.or.jp/>
